クレジットカードによる納付を希望される方

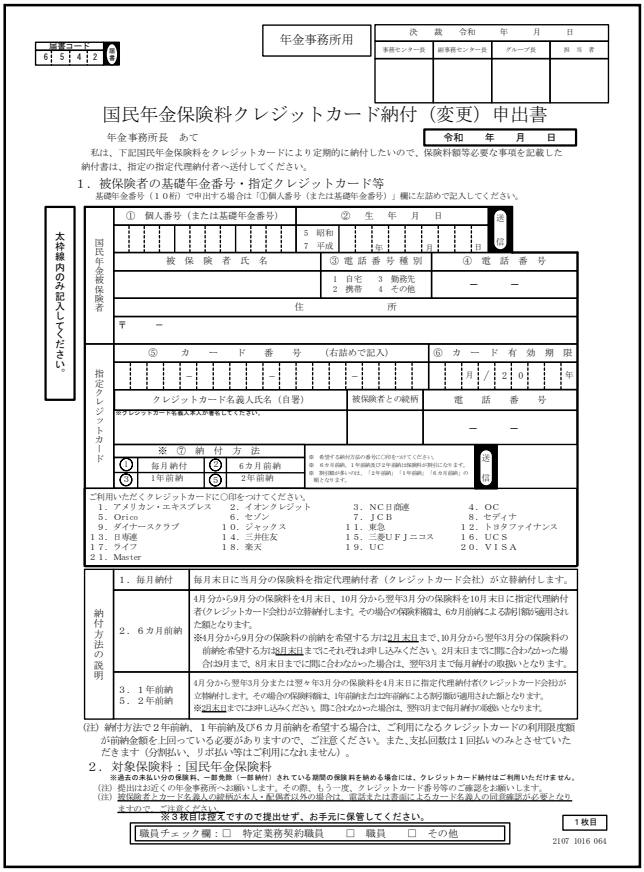

年金事務所用

決裁	令和	年	月	日
事務センター長	副事務センター長	グループ長	担当者	

国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書

年金事務所長　あて　　令和　年　月　日

私は、下記国民年金保険料をクレジットカードにより定期的に納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書は、指定の指定代理納付者へ送付してください。

1．被保険者の基礎年金番号・指定クレジットカード等

基礎年金番号（10桁）で申出する場合は①個人番号（または基礎年金番号）」欄にご記入してください。

太枠線内のみ記入してください。

国民年金被保険者

① 個人番号（または基礎年金番号）　② 生年月日　5 昭和　7 平成　年　月　日　男 女

被保険者氏名　③電話番号種別　1 自宅　2 携帯　3 勤務先　4 その他　④電話番号　－　－

住所　〒　－

指定クレジットカード

⑤ カード番号（右詰めで記入）　⑥ カード有効期限　月／20　年

クレジットカード名義人氏名（自署）　※クレジットカードを義人本人が署名してください。　被保険者との続柄　電話番号　－　－

※ ⑦ 納付方法

① 毎月納付　② 6カ月前納　③ 1年前納　④ 2年前納

※ 希望する納付方法の番号に○印をつけてください。
※ 6カ月前納、1年前納及び2年前納は保険料が割引になります。
※ 割引額が多いのは、「2年前納」「1年前納」「6カ月前納」の順となります。

男 女

ご利用いただくクレジットカードに○印をつけてください。

1．アメリカン・エキスプレス　2．イオンクレジット　3．NC日商連　4．OC
5．Orico　6．セゾン　7．JCB　8．セディナ
9．ダイナースクラブ　10．ジャックス　11．東急　12．トヨタファイナンス
13．日専連　14．三井住友　15．三菱UFJニコス　16．UCS
17．ライフ　18．楽天　19．UC　20．VISA
21．Master

納付方法の説明

1．毎月納付	毎月末日に当月分の保険料を指定代理納付者（クレジットカード会社）が立替納付します。
2．6カ月前納	4月分から9月分の保険料を4月末日、10月分から翌年3月分の保険料を10月末日に指定代理納付者(クレジットカード会社)が立替納付します。その場合の保険料額は、6カ月前納による割引額が適用された額となります。 ※4月分から9月分の保険料の前納を希望する方は2月末日まで、10月分から翌年3月分の保険料の前納を希望する方は8月末日までにそれぞれお申し込みください。2月末日までに間に合わなかった場合は9月末日までに間に合わなかった場合は、翌年3月まで毎月納付の取扱いとなります。
3．1年前納 5．2年前納	4月分から翌年3月分または翌々年3月分の保険料を4月末日に指定代理納付者(クレジットカード会社)が立替納付します。その場合の保険料額は、1年前納または2年前納による割引額が適用された額となります。 ※2月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年3月まで毎月納付の取扱いとなります。

(注) 納付方法で2年前納、1年前納及び6カ月前納を希望する場合は、ご利用になるクレジットカードの利用限度額が前納金額を上回っている必要がありますので、ご注意ください。また、支払回数は1回払いのみとさせていただきます（分割払い、リボ払い等はご利用になれません）。

2．対象保険料：国民年金保険料

※過去の未払い分の保険料、一部免除（一部納付）されている期間の保険料を納める場合には、クレジットカード納付はご利用いただけません。

(注) 提出はお近くの年金事務所へお願いします。その際、もう一度、クレジットカード番号等のご確認をお願いします。
(注) 被保険者とカード名義人の続柄が本人・配偶者以外の場合は、電話または書面によるカード名義人の同意確認が必要となりますので、ご注意ください。

※3枚目は控えですので提出せず、お手元に保管してください。

職員チェック欄：□ 特定業務契約職員　□ 職員　□ その他

1枚目

2107 1016 064

クレジットカード納付を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。

また、クレジットカードから継続的にお支払いいただく方法で、**「前納」も可能です。**

■手続き方法

1．申出書に必要事項を記入

クレジットカード納付を希望する場合は、「国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書」に必要事項を記入してください。

※申出書は日本年金機構ホームページ（https://www.nenkin.go.jp)からダウンロードできます。

2．申請書を提出

お近くの年金事務所へご提出ください。

●前納割引額と申込期限

【令和4年度額】

種類	1カ月		6カ月		1年		2年	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
クレジット	16,590円※	－	98,730円	**810円**	195,550円	**3,530円**	382,780円	**14,540円**
申込期限	随時提出可能		（上期）　2月末日 （下期）　8月末日		2月末日			
立替納付日	毎月末日 （申出をいただいた翌月以降）		（上期）　4月末日 （下期）10月末日		4月末日			

※当月分の保険料（16,590円）が当月末に立替納付されます。

【注意事項】

- クレジットカード納付が開始されるまでは、同封の納付書で納めてください。クレジットカード納付は、開始まで2カ月程度かかります。
- クレジットカードの有効期限が到来した場合やクレジットカード番号が変更になった時は、改めて申出書の提出が必要となります。ただし、指定代理納付者が発行するクレジットカードを利用している場合は、有効期限が到来した場合でも改めてお手続きいただく必要はありません。
  ※指定代理納付者については日本年金機構ホームページで確認できます。
- クレジットカードの名義人が被保険者と異なる場合は、同意書が必要です。同意書は日本年金機構ホームページからダウンロードできます。